

第15回新型コロナウイルス感染症対策本部

日時：令和3年1月7日（木）庁議終了後

場所：区議会第1委員会室

議 事 次 第

1 新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について

2 その他

報 告 事 項

1 広報課

● 区報ぶんきょうの配布について

現在、区報の町会配布は休止し、新聞折込による配布を行っている。
緊急事態宣言が発出された場合も、引き続き新聞折込による配布を継続する。なお、緊急事態宣言の解除後、新型コロナウイルスの感染状況を勘案しつつ、できるだけ早期に町会による配布を再開する。

● 各種相談（法律・不動産・税務）について

現在、対面での相談は休止し、電話での相談を行っている。
緊急事態宣言が発出された場合も、引き続き電話相談の対応を継続する。

● 行政情報センターについて

現在、閲覧室の利用や情報公開請求については通常どおり実施しつつ、区民相談及び交通事故相談については対面での相談を休止し、電話相談を行っている。緊急事態宣言が発出された場合も、引き続き現在の対応を継続する。

報 告 事 項

1 総務課

- 男女平等センター貸施設の一部利用中止
夜間の時間帯は貸出しを中止する。日中の事業は感染症対策を行った上で、通常どおり運営する。

2 職員課

- 内定者に対する採用事務手続き説明会の中止
緊急事態宣言が発出された場合、1月14日に開催を予定していた採用事務手続き説明会は中止し、事務手続きの説明は書面により行う。
- 在宅勤務及び時差勤務等の徹底

3 契約管財課

- 緊急事態宣言の再発令による事業等中止に伴う契約事務について
緊急事態宣言の再発令を受け事業等を中止するにあたり、契約変更・契約解除が必要な場合の手続きについて、全庁掲示板に再掲した。なお、内容は昨年度末から今年度当初にかけて掲載したものと同様である。

4 税務課

- 窓口での感染拡大防止に努め、納税係における夜間催告（20時まで）・休日窓口は予定通り1月20日～22日・1月23日・24日に開設。

報 告 事 項

1 区民課

- やまびこ荘の利用について
緊急事態宣言が発出された場合、宣言期間中の1都3県からの既申し込み済みの宿泊予定者については、感染拡大防止の観点から施設利用を控えるよう依頼し、新規宿泊申込については、受付をしない。
また、宣言期間中の山村交流体験事業は、中止する。
- 町会代表者との「区政についての意見交換会」（1月28日）について
緊急事態宣言が発出された場合、開催方法を変更し、地区町連ごとに開催するよう調整する。
- 令和3年成人の日記念「はたちのつどい」の中止
新型コロナウイルスの急速な感染拡大傾向がみられること、また緊急事態宣言が発出される見込みが高いことを踏まえ、1月11日に開催を予定していた「はたちのつどい」を中止する。
- 地域活動センター（9所）、区民会館（6館）、交流館（4館）、シビックセンター区民会議室、区民センターの貸室の運営について
緊急事態宣言が発出された場合、また、東京都の午後8時以降の外出自粛要請を踏まえ、夜間（午後5時30分（区民会議室は午後6時）～午後9時30分）の時間帯の貸室の貸出を中止の扱いとする。
- 地域活動センター（9所）、区民会館（6館）、交流館（4館）の開館について
緊急事態宣言があった場合において、夜間の時間帯の貸室の貸出が中止となる場合、区民会館及び交流館は午後5時以降閉館とする。地域活動センター（礪川を除く）については、サービスコーナーの窓口業務の関係上、午後8時以降閉館とする。
- 交流館事業、ふれあいサロン事業等について
緊急事態宣言の発出中は、夜間開催の各種事業については、中止とする。

2 経済課

- 商店街支援

文京区商店街連合会と連携し、令和3年3月31日まで、キャッシュレス決済ポイント還元事業、新文京ソコデカラ宅配プロジェクトにより新しい生活様式を踏まえた区内店舗の活動を支援する。緊急事態宣言が発出された場合も支援を継続する。

- 中小企業支援

中小企業事業継続支援補助金を郵送により令和3年2月1日まで受け付ける。新型コロナウイルス対策緊急資金に係る融資あっせん及び保証料補助は随時受付中。緊急事態宣言が発出された場合も支援を継続する。

- 消費生活研修会 ※講師と協議中

緊急事態宣言が発出されない場合であっても、1月28日に消費生活研修会事業を书面開催する。

- 消費生活推進員養成講座 ※委託先と協議中

緊急事態宣言が発出されない場合であっても、1月22日に消費生活推進員養成講座をオンライン配信により開催する。

- 文の京若年者向け就職面接会 ※ハローワークと協議中

1月29日（金）に開催を予定している就職面接会について、緊急事態宣言が発出された場合、宣言の内容を踏まえてハローワーク飯田橋と再度協議し、開催の可否を決定する。

- 緊急就労支援事業 ※委託先と協議中

事業に参加する離職者及び区内中小企業を募集中。緊急事態宣言が発出された場合も支援を継続する。

- 勤労福祉会館

緊急事態宣言が発出された場合は、発出中、夜間の時間帯の実施事業を中止するとともに、貸出施設の夜間の貸出しを中止の扱いとする。

3 戸籍住民課

- 区民サービスコーナー業務について

緊急事態宣言が発出された場合でも地域活動センターでの業務を含め通常通りに業務を実施する。

- 第二日曜日、第四土曜日及び水曜日夜間の開庁について
緊急事態宣言が発出された場合でも通常通りに開庁する。
- マイナンバーカード交付のための臨時開庁について
2月7日（日）、2月20日（土）、3月7日（日）、3月20日（土）に
予定しているマイナンバーカード交付のための臨時開庁について、緊急
事態宣言が発出された場合でも予定通り実施する。

報 告 事 項

1 アカデミー推進課

緊急事態宣言発出に伴う施設使用等について

● 貸施設

- ・夜間の時間帯は、貸出しを中止する。

（音楽室の利用は、18時30分までとする。）

- ・利用申込みは、発出中の夜間を除き、随時・新規の申込みとも通常通り実施する。

<対象施設>

アカデミー文京、地域アカデミー、スカイホール、シビックホール関連施設（多目的室・練習室・会議室・特別応接室）

※ シビックホール（大・小ホール）は、夜間利用の自粛を要請する。

● 事業（イベント）

- ・日中の事業は、感染症対策をとったうえで予定通り実施する。
- ・夜間の事業は、全て中止する。

2 スポーツ振興課

緊急事態宣言発出に伴う施設使用等について

● 貸施設

- ・夜間の時間帯は、貸出しを中止する。

（プール・ジムの個人利用は、19時の閉館までとする。）

- ・利用申込みは、発出中の夜間を除き、随時・新規の申込みとも通常通り実施する。

（但し、区民大会等の中止により空いた時間帯の再度貸出しは行わない。）

<対象施設>

スポーツセンター、総合体育館、江戸川橋体育館、小石川運動場、竹早テニスコート

● 事業（イベント）

- ・日中の事業は、感染症対策をとったうえで予定通り実施する。
- ・夜間の事業は、全て中止する。

（ドイツ語講座入門コース・基礎コースを中止）

報 告 事 項

1 福祉政策課

● 地域福祉推進協議会の実施

緊急事態宣言が発出された場合であっても、zoomでのリモート参加を主とし、理事者についても最低限の出席で十分な感染症対策を講じた上で開催する。

● 民児協関連会議の中止

下記会議について中止を決定した。2月以降は別途検討する。

・ 副会長会

・ 各部会（高齢・障害・子ども・生活・主任児童）

・ 各地区民児協（新年会）※緊急事態宣言以前より中止決定

※1月14日開催の会長会は実施予定

※1月定例会は当初より開催予定なし

● 福祉住宅サービスの窓口の縮小

緊急事態宣言が発出された場合、宣言解除まで福祉住宅サービスの窓口を縮小し、相談等は原則として電話、郵送で対応する。

● 注意喚起の通知の送付(文京区社会福祉協議会)

緊急事態宣言が発出された場合、地域福祉権利擁護事業、ファミリー・サポート・センター事業、いきいきサービス事業、みまもり訪問事業の各事業の利用者等、および居場所の運営者に対し、感染拡大防止の観点から留意事項を通知する。

● 研修会、講座等のオンラインでの実施(文京区社会福祉協議会)

緊急事態宣言が発出された場合、2月に開催予定の研修会、講座等はオンラインで実施する。(1/16、30 フミコム広報講座、1/20 フミコムCafé, 2/18 在宅福祉活動研修、2/16 成年後見制度学習会)

● ボランティア活動室、フミコムの夜間貸出について(文京区社会福祉協議会)

緊急事態宣言が発出された場合、区民センターの貸館対応に準じたものとする。

2 高齢福祉課

- 話し合い員活動について
緊急事態宣言が発出された場合、話し合い員の通常訪問は中止し、電話やメール、玄関先での安否確認による対応とする。
- 福祉センター貸施設の利用休止
緊急事態宣言が発出された場合、福祉センター江戸川橋及び福祉センター湯島の貸施設は、1月31日まで夜間時間帯（17時30分～21時30分）の利用を休止する。
- フレイル予防事業の中止
緊急事態宣言が発出された場合、宣言期間中（1月15日・25日・27日、2月3日）に開催予定のフレイル予防事業を中止する。
- 福祉センター事業の中止
緊急事態宣言が発出された場合、指定事業については、高齢者マッサージサービス、入浴サービス、健康相談を除いて中止する。また、自主事業についても、指定管理者に対して区事業に準じて中止を要請する。
- 高齢者あんしん相談センターについて
緊急事態宣言が発出された場合、高齢者あんしん相談センターの開設時間は通常通りとするが、高齢者宅への訪問は必要最小限（電話や手紙など）にとどめる。
- 地域包括ケア推進委員会の開催について
緊急事態宣言が発出された場合、令和3年1月19日（火）に開催予定だった第5回文京区地域包括ケア推進委員会を書面開催に変更する。
- 介護予防事業
緊急事態宣言が発出されない場合であっても、以下とおりに対応する。
 - ・一般介護予防教室については、1月末日まで事業を休止とする。
 - ・短期集中予防サービスについては、第3クール（1月から開始）の事業を休止とする。
- 認知症関連事業
緊急事態宣言が発出されない場合であっても、認知症カフェ、認知症家族交流会、介護者教室などについては、1月末日まで中止とする。

3 障害福祉課

- 大塚福祉作業所、小石川福祉作業所及び若駒の里の運営について
緊急事態宣言が発出された場合であっても、通常通り運営する。
- 地域福祉推進協議会障害者部会の開催方法の変更
緊急事態宣言が発出された場合、1月19日(火)に開催を予定していた地域福祉推進協議会障害者部会は、対面での開催から書面での開催へ変更する。
- 第2回障害当事者部会（1月19日実施予定）の延期
緊急事態宣言が発出された場合、当面の間、第2回障害当事者部会を延期する。
- 第2回相談支援専門部会（1月26日実施予定）の延期
緊急事態宣言が発出された場合、当面の間、第2回相談支援専門部会を延期する。
- 第2回就労支援専門部会（1月28日実施予定）の延期
緊急事態宣言が発出された場合、当面の間、第2回就労支援専門部会を延期する。
- 障害福祉サービス事業所に対する指導検査の休止
緊急事態宣言が発出された場合、宣言が解除されるまで休止する。
- 障害者手帳及びサービス申請等の郵送対応
緊急事態宣言発出後、宣言が解除されるまでの間、原則として障害者手帳の申請等及び交付については郵送で行う。
併せて、手帳交付時にご案内する心身障害者等福祉手当、心身障害者医療費助成（マル障）及び福祉タクシー等の全てのサービスについて郵送対応にて実施する。
- 障害福祉サービス等の更新等に係る対応
原則として施設や自宅等への訪問や、窓口での対面による方法では行わず、電話や郵送で実施する。
- 区立障害福祉サービス事業所及び放課後等デイサービスの運営継続
緊急事態宣言が発出された場合においても、従前どおり十分な感染防止対策を講じた上で、運営を継続する。

4 生活福祉課

- ひきこもり等自立支援事業における茶話会及び講演会の中止
緊急事態宣言が発出された場合、1月9日に開催予定の茶話会及び2月14日に開催予定の講演会は中止とする。
- ひきこもり支援に係る研修の中止
緊急事態宣言が発出された場合、1月18日、1月25日、2月15日に開催予定の「ひきこもり支援従事者養成研修」を中止する。
また、2月22日、2月24日に開催予定の「ひきこもりサポーター養成研修」を中止する。

5 介護保険課

- 窓口の縮小
緊急事態宣言が発出された場合、解除される迄、窓口を縮小する。
- 介護すてき発見 シネマ上映会事業の中止
文京区内在住・在勤・在学者及び介護に興味のある方を対象に、介護人材確保・啓発事業の一環として開催（映画上映、講演会（トークセッション））を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、オンライン研修として、シネマ上映を行う介護サービス事業所職員研修に変更する。

6 国保年金課

- 手続きの郵送対応（継続）
来庁時の窓口での滞在時間を短縮するため、以下3点の申請については原則必要書類を預かり、保険証等は後日、郵送で対応する。
また、加入の申請は、窓口申請のみであるが、今回例外的に郵送での受付も行う。
 - 国民健康保険の加入
 - 国民健康保険をやめる
 - 国民健康保険証の再交付申請

報 告 事 項

1 子育て支援課

- キッズルームシビック（利用時間 9：00～21：30）
緊急事態宣言が発令された場合、利用時間を 19 時までとする。ただし、就労を事由とした申し出があった場合は、21 時 30 分までとする。
- 病児・病後児保育事業
現在の「確定した病名の診断がある場合に限って利用可能」の条件で対応できるか、委託先の医師と 1/7 協議予定。
- ファミリー・サポート・センター事業（新規受付の縮小）
社協との協議において、緊急事態宣言が発令された場合、当面の間、新規受付については産前産後等に限定する方向で調整中。
- 地域子育て支援拠点（こまぴよ、まちぶら、さきちゃんち petit）
現在、人数制限・事前予約制で運営中。緊急事態宣言が発出された場合、区から休止要請はしないが、運営団体の判断を尊重する。
- 子育てサポーター認定研修（開催日 1/30～31、2/4～5、定員 10 人）
緊急事態宣言発令後、会場となる貞静学園短期大学に開催できるか協議予定。
- 子ども・子育て会議（1/21、18 時 30 分～）
会長に相談の上、書面開催を決定。委員に通知済み。

2 子育て支援課、幼児保育課、子ども家庭支援センター

緊急事態宣言が発令された場合においても、現行の対応を継続する。

- 休止／地域子育てステーション
- 縮小／保育園運営（家庭保育の協力要請）
緊急一時保育事業（リフレッシュ一時保育は休止中）
区立保育園乳幼児子育て相談・子育てひろば水道（電話相談のみ）
子育てひろば（水道を除く）・ぴよぴよひろば（定員制限、事前予約）
- 制限なし／ショートステイ・トワイライトステイ
シッター系サービス（子育て訪問支援券、訪問型病児・病後児等）
児童相談所予定地ひろば

報 告 事 項

1 生活衛生課

- シニア入浴カード（高齢者いきいき入浴事業）の窓口での新規申請受付の中止
緊急事態宣言が発出された場合、生活衛生課窓口でのシニア入浴カード（高齢者いきいき入浴事業）の新規申請受付を中止する。ただし、郵送（新規申請・継続申請）及び公衆浴場（継続申請のみ）による申請の受付は継続する。
- はたちの献血の中止（検討中）
緊急事態宣言が発出された場合、1月20日に予定されている「はたちの献血」の中止を検討する。
- 地域保健推進協議会の中止（検討中）
緊急事態宣言が発出された場合、2月26日に予定されている文京区地域保健推進協議会の開催中止を検討する。
- トリアージ研修会のオンライン実施
3月18日に予定されているトリアージ研修会については、緊急事態宣言の発出に関わらず予定どおりオンラインで実施する。
- ネズミ防除訪問診断事業の中止
緊急事態宣言が発出された場合、ネズミ防除訪問診断事業は中止する。

2 健康推進課

- がん検診事業の継続
前回の緊急事態宣言の際、令和2年5月26日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」第3において、個別で行う各種健診については各自治体において実施の判断をすることとある。また、指定医療機関においては、すでに感染症対策を実施していることから、対象者及び指定医療機関に対し、感染症対策等の協力依頼を十分に行った上で継続して事業を実施する。

- 歯科検診事業の継続
歯科保健事業については、がん検診事業と同様に継続を予定。

3 保健サービスセンター

- 健康センターの利用縮小
緊急事態宣言が発出された場合、発令期間中の 19 時以降の利用を休止する。
- フレッシュママ、みるく倶楽部の中止
緊急事態宣言が発出された場合、発令期間中の開催を中止する。
- 難病リハビリ教室、パーキンソン病体操教室の中止
緊急事態宣言が発出された場合、発令期間中の開催を中止する。

報 告 事 項

1 地域整備課

- 耐震化相談会の中止

緊急事態宣言が発出された場合、1月20日に開催を予定していた耐震化相談会を中止する。

- 耐震化促進事業に係る戸別訪問業務の延期

緊急事態宣言が発出された場合、戸別訪問業務を延期する。業務の再開については、新型コロナウイルス感染者数の状況等を踏まえ、検討する。

報 告 事 項

1 道路課

- 私道整備工事助成業務の休止

緊急事態宣言が発出された場合、緊急対応のみとし、申請手続き等の対応は休止期間後に再開する。

2 みどり公園課

- 肥後細川庭園集会所の利用縮小

緊急事態宣言が発出された場合、肥後細川庭園集会所は、夜間の利用を休止する。

- 大塚公園集会所の利用縮小

緊急事態宣言が発出された場合、大塚公園集会所は、夜間の利用を休止する。

- 公園ガーデナー（平日・休日）の活動休止

緊急事態宣言が発出された場合、公園ガーデナーの活動は休止する。

- 自然散策会の開催中止

緊急事態宣言が発出された場合、感染拡大防止の観点から、自然散策会を中止する。

- 肥後細川庭園正門閉門時間変更

緊急事態宣言が発出された場合、正門閉門時間を 17 時とする。閉門に伴いシェアサイクル利用時間も 17 時までに変更する。

- 公園再整備意見交換会の延期

緊急事態宣言が発出された場合、意見交換会を延期する。

- 肥後細川庭園ボランティアガイドツアーの中止

緊急事態宣言が発出された場合、予定していたボランティアガイドツアーを中止する。

- 肥後細川庭園「文化と自然を楽しむ連続講座～庭カフェトーク～」

緊急事態宣言が発出された場合、庭カフェトーク「江戸文様と自然」18:30～20:00 をオンライン開催のみとする。

報告事項

1 環境政策課

- 屋外指定喫煙場所（2ヶ所）の閉鎖
緊急事態宣言が発出された場合、シビックセンター1階屋外指定喫煙場所及び御茶の水橋際公衆便所横指定喫煙場所を当面の間閉鎖する。
- 歩行喫煙等禁止周知・啓発キャンペーンの中止
緊急事態宣言の発出に関わらず、3月9日に春日・後楽園地区で実施を予定していた歩行喫煙等の禁止に係る周知・啓発キャンペーンを中止する。

2 リサイクル清掃課

- 2月上旬までに実施予定であった事業を中止する。

1月26日	文京 eco カレッジ	モノ・フォーラム
2月5日	ステージ・エコ	イン 区民ひろば

報 告 事 項

1 児童青少年課

● 育成室事業について

緊急事態宣言後も、育成室事業は継続するが、自宅での保育が可能な保護者等に対しては、登室を控えていただく方針を継続する。

● 児童館事業について

緊急事態宣言後も、保護者の子育て支援機能及び子どもの健やかな遊びの機会を確保するため、感染拡大防止対策を徹底しながら、事業を継続して行う。

● 青少年プラザ (b-lab) について

緊急事態宣言後は、開館時間を午前9時から午後7時まで（通常は、午前9時から午後9時まで）とする。

また、入館時のマスク着用・検温・手洗等の感染拡大防止対策の徹底、利用人数制限は、継続して行う。

● 放課後全児童向け事業について

緊急事態宣言後も、感染拡大防止対策を徹底しながら、事業を継続して行う。

2 教育センター

● 児童発達支援センター事業

通所支援事業である児童発達支援（そよかぜ）・放課後等デイサービス（ほっこり）について、緊急事態宣言が発出された場合であっても、引き続き感染症対策を徹底しながら継続する。

※今後東京都発出（見込）の障害児通所施設宛通知の内容に応じ、利用自粛等の実施を検討する。

● 総合相談事業

緊急事態宣言が発出された場合であっても、引き続き感染症対策を徹底しながら継続する。

※今後東京都発出（見込）の障害児通所施設宛通知の内容に応じ、利用自粛等の実施を検討する。

- 教育支援センター（ふれあい教室）
緊急事態宣言が発出された場合であっても、引き続き感染症対策を徹底しながら継続する。

3 真砂中央図書館

- 子ども読書活動推進計画策定検討委員会の延期
緊急事態宣言が発出されない場合であっても、1月13日(水)午後6時30分に開催を予定している子ども読書活動推進計画策定検討委員会の開催を延期する。
- 行事の中止又は延期
緊急事態宣言が発出されない場合であっても、当面の間は図書館行事を中止又は延期する。ただし、保健サービスセンターでのブックスタートパック（絵本、図書館利用案内、手提げ）の配付は継続する。

協 議 事 項

1 高齢福祉課

- 高齢者マッサージサービス、入浴サービス（福祉センター事業）及び健康相談（福祉センター事業）について
緊急事態宣言が発出された場合であっても、高齢者の生活支援等の必要性に鑑み、十分な感染症対策を講じた上で継続して実施したい（健康相談は原則として電話対応とする）。

協 議 事 項

1 子育て支援課

- キッズルームのキャンセル料について

緊急事態宣言が発令された時点において、発令された日の翌日から8日後（翌週の同曜日）までの利用予約をしていた者については、キャンセル料は徴収しない。

なお、発令された翌日以降に利用予約をした者については、通常に対応とする。（2営業日前までの17時以降のキャンセルについては、キャンセル料を徴収する。）

※1/7（木）の場合は、1/15（金）までの予約が対象となる。

協 議 事 項

1 施設管理課

- 展望ラウンジの閉鎖について

緊急事態宣言があった場合は、感染拡大防止の観点から対象期間中、展望ラウンジを閉鎖としたい。

協 議 事 項

1 学務課

- 学校施設使用事業について

緊急事態宣言が発出された場合、学校施設使用は、区立小中学校における学習活動及び学校行事の一部中止や、全ての部活動の中止を踏まえ、使用を中止とし、当面の間、新規の利用申込も休止としたい。

2 真砂中央図書館

- 図書館の運営について

緊急事態宣言が発出された場合は、同宣言が解除されるまで、開館時間を短縮し閉館時間を午後7時までとする。併せて、利用者の滞在時間を抑制するため閲覧席の使用を中止する。